第三千五百二十-

平成二十四年 (金曜日)

_		_	司		大規模小売店舗の立地に関する意見の概要
九	:	課 ·	工政策課	商	大規模小売店舗の新設に関する届出
九	:	課店)	化生 課活	文県	同法第十条第二項の規定による公告おいて準用する特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する
	: 八	課 ·	事	入	特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示
					公告
	:	<u> </u>	同		証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更
	:	課 ·	(会計管理課	(会 計	証紙売りさばき人の住所の変更
T	:	課 ·	(港湾空港課)	(港湾	船舶の放置等を禁止する区域等の指定
-67	:	課 ·	理	(監	基本測量の実施
 六	:	課場) ·	備漁	整漁	部改正
		i		ļ	漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定の一
~	:	課.	水産振興課	(水産	特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生
_	:	課力 	が 発 ・ 能力	開労政	臨時の職業訓練の施行
_	:	課祉 ·	策福	政健	生活保護法による医療機関の指定
					告 示
	:	課村 ·	興町	振市	県民局長への委任等に関する規程育森県市町村元気事業費補助金の交付に関する事務の地域
					411) <27
					目次

_	日十 一日 ———		九 号	
土地改良区の役員の退任	土地改良区の定款変更の認可	出先機関	右 同	右 同
県上	県中			$\widehat{}$
民地	民南地		同	同
局域) :	局域) :		<u> </u>	<u> </u>
: =	: =		: =	: 10

民地

土地改良区の定款変更の認可...... 公営企業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示..... (病院運営室)

正 誤

平成十五年四月十四日号外第四十四号規則中......(自然保護課)...]

訓

青森県訓令甲第十六号

する規程を次のように定める。 青森県市町村元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関

各 庁

出

先

機

関

般

平成二十四年四月二十日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

青森県市町村元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等 に関する規程

(趣旨)

(基格の) では、青森県市町村元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民第一条 この規程は、青森県市町村元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民

(事務の委任)

を委任する。
和四十五年三月青森県規則第十号)及び同要綱の施行に関する事務を処理する権限四年四月五日制定)に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則(昭域県民局長に、平成二十四年度青森県市町村元気事業費補助金交付要綱(平成二十第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十三条の規定により、地

(委任事務の指示)

(委任事務の専決)

た事務を専決する。 第四条 地域県民局の地域連携部長は、第二条の規定により地域県民局長に委任され

- 県民局長の決裁を受けなければならない。2.前項の規定による専決事項のうち、重要又は異例に属する事項については、地域
-)。 び比較的重要な事項については、その概要を地域県民局長に報告しなければならな3 第一項の規定により専決した事項のうち、地域県民局長から指示を受けた事項及

青

(委任事務の代決)

代決する。 はあらかじめ地域県民局長の承認を得て地域連携部長が指定する職員がその事務を不在のときは地域支援室長が、地域連携部長及び地域支援室長がともに不在のとき第五条 前条第一項の規定による専決事項については、地域県民局の地域連携部長が

- は、この限りでない。 ただし、急施を要するもので地域県民局の地域連携部長の承認を得たものについてま頂については、前項の規定にかかわらず、代決することができないものとする。 重要又は異例に属する事項及び地域県民局の地域連携部長があらかじめ指示した
- のについては、この限りでない。ない。ただし、軽易なもの及びあらかじめ地域県民局の地域連携部長の指示したも3.第一項の規定により代決した事項については、速やかに後閲を受けなければなら

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

示

青森県告示第三百四十五号

号の規定により告示する。のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助

平成二十四年四月二十日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

		局
"	八戸市内丸三丁目五の三七の一号	アポテック内丸調剤薬
"	八戸市東白山台三丁目二 の七	アイセイ薬局白山台店
"	八戸市東白山台三丁目二 の三	ック 聖マリアハートクリニ
平成 5000000000000000000000000000000000000	弘前市大字高田四丁目三の一	器科・内科やまとクリニック泌尿
指定年月日	所在地又は住所	名称又は氏名

青森県告示第三百四十六号

業訓練を次のとおり施行するので、同条第三項の規定により告示する。例第三十九号) 第二条の二第一項の規定により、平成二十四年度に開始する臨時の職青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例 (昭和三十九年四月青森県条

平成二十四年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

														校 技 行 下	支青青 桁森森 専高県 門等立	校能実業臨 の力施訓時 名開す練の 称発るを職
														其言	期訓普 果練通 呈・短業	訓の職 練種業 課類訓 程・練
													者を3 受抗 けれ たえ	を推示の 援薦、受	かった。 かった かった かった かった かった かった かった かった かった かった	対 象 者
科配産スキル養成	ー科 Webクリエイタ	観光サービス科	介護福祉サービス	科 医師事務作業補助	医療事務科	介護職員基礎研修	総合IT科	ネットショップ科	I科ロオペレータ	OAビジネス科	OAビジネス科	OA販売実務科	OA販売実務科	簿記企業会計科	IT簿記経理科	訓 練 科
六月	四月	四月	三月	三月	三月	五月	六月	三月	三月	四月	三月	四月	三月	六月	三月	期訓間練
×二 回人	×二 回人	<u>-</u> O X	×二 三 回人	×二 回人	×二 四人	×二 四人	×二 三〇 回人	×二 四〇 回人	×二 回人	<u>-</u> O	×二 四〇 回人	<u>-</u> O X	×二 三 回人	×二 三〇 回人	×二 四〇 回人	定数
																授 業 料

校技弘青 術前森 専高県 門等立

ネットビジネス科	住宅リフォーム科	観光ビジネス科	介護福祉科	介護福祉科	介護・ケアクラー	介護員養成研修科	務作業補助科医療事務・医師事	医療事務科	OAビジネス科	OA事務科	F養成科	ITビジネス活用	ITスキル基礎科	求人セット型訓練	FP簿記養成科
三月	三月	三月	三月	四月	三月	六月	三月	三月	三月	三月	四月	四月	四月	ら 三月 月か	六月
×二 六〇 回人	五人	二〇人	x _ x _ x = -O-五=O 回人回人回人	10人	三〇人	×二×三 一〇二〇 回人回人	三〇人	×二 回人	×二 四人	×二 五〇 回人	三〇人	10人	×二 回人	三 〇 人	<u>-</u> ○人

学八青 院戸森 工県 科立

務作業補助科医療事務・医師事	ンピュー 夕科 医療事務・医事コ	ススキル基礎科 パソコン・ビジネ	ネットビジネス科	用科エクセル応用・活	A 経理ビジネス	簿記会計科	キル養成科 不動産ビジネスス	宅建FP養成科	リーニング科施設警備&ビルク	ーター 養成科	ガーデニング科	成科 Webビジネス養	Webデザイン科	- 科Webクリエイタ	求人セット型訓練
三月	月月	三 月	四月	六月	三月	五月	六月	五月	五月	三月	三月	五月	三月	四月	ら 三月 月か
<u>=</u>	×二 回人	×十回×二 一五 一〇 回人 一人	×二 回人	×二 三 回人	x — x 二 二五二〇 回人回人	×二 回人	×二 回人	_ ○ 人	<u>×</u> 二 回人	<u>-</u> 0	二0人	<u>-</u> 0	<u>_</u> ○ 人	×二 回人	<u>-</u> 0,

校技弘青	校技青青	校技む青
術前森	術森森	術つ森
専高県	専高県	専高県
門等立	門等立	門等立

つ母子定八第則法雇 て等家す号二第施用 、で庭るに項二行対 公あの母規第条規策

成科コンスキル養	経理ビジネス科	歯科)科(医科・	科 介護福祉サービス	ク科 ズクラー	経理ビジネス科	キル養成科不動産ビジネスス	ス科 プランナー ビジネ	電気工事士養成科チャレンジ第二種	電気工事士科チャレンジ第一種	医療事務科	求人セット型訓練	ビジネスワーク科	観 光 科	科護福祉サービス	科 介護職員基礎研修
三月	三月	三月	三月	三月	三月	六月	六月	四月	五月	四月	ら 三月 月か	六月	三月	三月	五月
×-×- -〇-五 回人回人	三〇人	二〇人	二0人	二0人	×一 三五 回人	_ 	三 0 人	二0人	二0人	二〇人	二 〇 人	×二 回人	二〇人	×一×二 一五七〇 回人回人	× 三 回人

校技む青	学八青	業障青	校技青青	学八青
術つ森	院戸森	訓害森	術森森	院戸森
専高県	工県	練者県	専高県	工県
門等立	科立	校職立	門等立	科立

							け指え た示に 者をえ	ス受受定共 は講指 を推指長業 受薦への安	っ 害 定 さ さ で る で る で る で る で る で る で る で る で る	一第す〕 号二る に条法 規第律	生雇障 等用害 この者 関促の		た薦に	受定共 講所職 指長業 示の安
コース実践能力習得訓練	練コース 特別支援学校と連	実践能力習得訓練	(実習コース)	パソコン基礎科	練コース 特別支援学校と連	実践能力習得訓練	OAビジネス科	練コース 特別支援学校と連	コース 実践能力習得訓練	OA事務科	OA事務科	ススキル基礎科パソコン・ビジネ	日 A 経理ビジネス	介護福祉サービス
ら一 三月 月か	月	ら 三 月 か	三月	月	月	ら 三 月 か	三月	月	ら 三 月 か	四月	三月	三月	三月	三月
五人	=04	- Q	×- 二〇 回人	×- 三〇 回人	=04	_ _ _	- 〇 人	104	五人	×- 二〇 回人	×- 二〇 回人	五人	二五 回人 ×	五人

校技弘青	校技青青	業障青	校技青青
術前森	術森森	訓害森	術森森
専高県	専高県	練者県	専高県
門等立	門等立	校職立	門等立

									い在 る職 者 て	でと得知に あすし識関で っるよをする て、者う習る	及要職 びな業 こ技に れ能必	る職っ害定っ 者して者する て、でるし い在あ障却	- 第す進雇障 号二る等用害 こ条法にの者 見第律関促の
木造建築科	木造建築科	配管科	配管科	自動車整備科	造園科	OA事務科	OA事務科	土木施工科	電気工事科	電気工事科	電気工事科	オフィス基礎科	オフィス基礎科
間一 五 時	間一二時	間三〇時	間一 五 時	間一二時	間一二時	間二	間一 五 時	間一 八 時	間二 四 時	間 <u></u> 一 時	間一二時	間四〇時	間四〇時
三	三〇人	- 0人	- 〇 人	- 0人	- 0人	三〇人	三〇人	_	三〇人	×二×一 一〇二〇 回人回人	- 0人	- O X	二 0 人
円千三百	千円	百二 円千 八	円壬 百	千円	千円	円千 九 百	円壬	円千 六 百	百二円千二	円千 九 百	千円		

校打 校打 (利 (平)	技弘青 行前森 厚高県 門等立		校技青青 術森森 専高県 門等立			校打	枝む青 持つ森 厚高県 門等立									与 [5]	学八青 完戸森 工県 科立
			通訓普 課練通 程・職 普業														
	耆	着を支持 受援点 け指り た示に	能示の安公 薦、受定共 ス受講所職 は講指長業														
保育科	護福祉専攻生活福祉学科/介	保育士養成科	介護福祉士養成科	木造建築科	配管科	配管科	配管科	OA事務科	OA事務科	メカトロニクス科	配管科	配管科	配管科	配管科	自動車整備科	機械加工科	機械加工科
二年	年	二年	二 年	間一 五 時	間二一時	間一 五 時	間一四時	間一 八 時	間一二時	間一二時	間三〇時	間一八時	間一 五 時	間一二時	間一二時	間一 五 時	間一二時
五人	三〇人	五人	×二×二 一〇一五 回人回人	<u>-</u> 0	- 〇 人	- 0人	×一 四〇 回人	三 〇 人	- - く	- 	三 0 人	三 〇 人	- 0人	三 〇 人	三 〇 人	-)	- 0人
				円千 三 百	円千 九 百	円千 三 百	円壬 百	円千 六 百	千円	千円	百二 円千 八	円千 六 百	円千 三 百	千円	千円	円千 三 百	千円

学八青 院戸森 工県 科立

介護福祉士養成科

二年

×三×二 〇一〇 回人回人

要件に適合すると認めたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項 の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する 青森県告示第三百四十七号 漁業災害補償法 (昭和三十九年法律第百五十八号) 第百八条第二項の規定により次

平成二十四年四月二十日

の規定により公示する。

青森県知事 Ξ 村

申

吾

営が組織を	Final American	青然県もい市脇野沢蝦田二二の三杉本 光弘
は建網魚業を并が型定置漁業及びは建網漁業及び	協司組合の地 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	青森県むつ市脇野沢九艘泊七四
せには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	域後字福浦の大学	下北郡佐井村大字長後字福浦川目九九
小型定置漁業及	佐井村第二区域 佐井村第二区域 び小	下北郡佐井村大字長後字沼の平四六
せ営む漁業	域字生産の一	下北郡佐井村大字長後字牛滝一六
小型定置漁業及 一	佐井村第一区 にはおり、地域 にび小	下北郡佐井村大字長後字牛滝五の一
分分	域	発起人の住所及び氏名 (名称)

青森県告示第三百四十八号

号の規定により、平成二十年三月二十一日青森県告示第二百二十八号 (漁港の保全上 漁港漁場整備法 (昭和二十五年法律第百三十七号) 第三十九条第五項及び同項第二 別図四十

削除

び指定の適用期間を変更したので、同告示の一部を次のように改正する。 平成二十四年四月二十日 青森県知事 Ξ

村 申 吾

第一号の表瀬辺地漁港、 宿野部漁港及び矢越漁港の項を削る。 に改める。

別図二十二を次のように改める。 第二号中「平成二十年四月一日」 を「平成二十四年四月一日」

削除

別図二十二

別図四十一を次のように改める。

別図五十二を次のように改める。

別図五十二

削除

青森県告示第三百四十九号

(昭和二十四年法律第百八十八号) 第十四条第三項の規定により公示する。 国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、 測量法

平成二十四年四月二十日

作業期間 基本測量 作業種類

(精密地形調査)

青森県知事 Ξ 村 申

吾

支障のある行為を禁止する区域等の指定)をもって公示した禁止区域 (禁止物件)及 Ξ 佐井村 作業地域

大間町

風間浦村

東通村

六ケ所村

東北町

三沢市

五戸町

八戸市

南部町

階上町

青森県告示第三百五十号

する物件 (以下「禁止物件」という。) を次のとおり指定するので、同条第二項の規 項に規定する行為を禁止する区域 (以下「禁止区域」という。) 及び当該行為を禁止 港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号) 第三十七条の三第一項の規定により、同

平成二十四年四月二十日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

港湾の名称、 禁止区域及び禁止物件

野辺地港 港湾の名称 の区域野辺地港港湾区域及び野辺地都市計画臨港地区 禁 止 X 域 船舶及び自動車 禁止物件

平成二十四年五月九日から平成二十五年三月三十一日まで

むつ市

七戸町

十和田市

六戸町 おいらせ町

定により公示する。

青森県証紙条例 (昭和三十九年四月青森県条例第十号) 第九条の規定により告示する。 青森県告示第三百五十一号 次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所について次のとおり変更があったので、 指定する年月日 平成二十四年四月二十日 平成二十四年五月一日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

売りさばき人の住所及び名称

二 変更内容 弘前食品衛生協会

弘前市大字西城北一丁目三の七

変更前の住所

1

県

報

弘前市吉野町四の五

変更後の住所

森

2

弘前市大字西城北一丁目三の七

青森県告示第三百五十二号

青

告示する。 たので、青森県証紙条例 (昭和三十九年四月青森県条例第十号) 第九条の規定により 次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があっ

平成二十四年四月二十日

売りさばき人の住所及び名称

社団法人青森県猟友会

1 変更前の売りさばき場所

> Ξ 村 申 吾

青森県知事

青森市本町五丁目五の二一

二 変更内容

2 変更後の売りさばき場所 むつ市中央二丁目一の七

むつ市中央二丁目九の三九

公

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

平成二十四年四月二十日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

特定役務の名称及び数量

人事給与トータルシステム維持管理業務委託 | 式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

_

青森県総務部人事課

青森市長島一丁目一の一

契約の方法

Ξ

随意契約

兀 契約の相手方を決定した日

平成二十四年四月一日

契約の相手方の名称及び住所

五

東京都港区芝五丁目七の一 日本電気株式会社

六 契約金額

五千二百五十万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

八

契約の相手方を決定した手続

第二号の規定を適用して随意契約によることとした。

ものである 予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

規定による公告 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

変更認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

平成二十四年四月二十日

により次のとおり公告する。

Ξ 村 申 吾

青森県知事

平成二十四年四月五日 申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エスペランサ

代表者の氏名

Ξ

広樹

主たる事務所の所在地

兀

青森市大字三内字丸山一六五の八〇

定款に記載された目的

五

福祉の増進に寄与することを目的とする。 立した生活を送ることができるよう支援を行うことにより、 ビス事業を通して、高齢者、 この法人は、 障害者自立支援法、介護保険法、生活保護法等による各種福祉サー 障害者が個人の尊厳を保持しつつ地域社会において自 社会参画の実現と社会

大規模小売店舗の新設に関する届出

模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定による大規

平成二十四年四月二十日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

十和田市穂並町一三の六 テックランド十和田店

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

_

株式会社ヤマダ電機

群馬県高崎市栄町一の一

代表取締役 山田 昇

Ξ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

群馬県高崎市栄町一の一 株式会社ヤマダ電機

代表取締役 山田

大規模小売店舗の新設をする日

四

平成二十四年十一月十四日

五

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

、六七四平方メートル

六

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

六七台 (位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

三九台 (位置は、届出書添付図面のとおり)

荷さばき施設の位置及び面積

3

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

三二九・五平方メートル (位置は、届出書添付図面のとおり)

4 五六・五立方メートル (位置は、届出書添付図面のとおり)

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 開店時刻 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前十時 閉店時刻 午後十時

告する。

県

森

青

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

報

意見及びその理由

意見書は、

日本語により記載すること。

3

記載事項

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

青森県商工労働部商工政策課

2

提出先

平成二十四年八月二十日

提出期限

+ 九 八 3 2 1 4 3 2 届出年月日 届出書及び添付書類の縦覧 意見書の提出 平成二十四年三月十三日 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持 時間 期間 平成二十四年四月二十日から同年八月二十日まで 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 午前九時三十分から午後十時三十分まで 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後五時十五分まで 午前八時から午後九時まで 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所 ただし、十和田市役所にあっては、その執務時間内とする。 二か所(位置は、 届出書添付図面のとおり

> た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

平成二十四年四月二十日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) イオン八戸ショッピングセンター

八戸市田向土地区画整理事業地内五〇街区

=大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンリテー ル株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

意見の概要

代表取締役

村井正平

Ξ

県の意見なし

意見書の縦覧 場 所

兀

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2

期間

平成二十四年四月二十日から平成二十四年五月二十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、 八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ 同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年四月二十日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

期間

兀 3 2 1 意見書の縦覧

|| 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 2 1 県の意見なし 意見の概要 三沢市大字三沢字堀口九四の四五九外 株式会社ユニバース 代表取締役 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 東京都品川区東五反田二丁目一〇の二 JA三井リース株式会社 三浦紘一 安田義則

場所

青森県商工労働部商工政策課及び三沢市役所

平成二十四年四月二十日から同年五月二十日まで

午前八時三十分から午後五時十五分まで ただし、三沢市役所にあっては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

平成二十四年四月二十日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

弘前アルカディアショッピングセンター 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前市大字扇町三丁目一の一、一の二

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ダイワロイヤル株式会社

東京都千代田区飯田橋三丁目一三の一

三沢堀口ショッピングセンター

代表取締役 原田健

Ξ 意見の概要

兀 意見書の縦覧 県の意見なし

場 所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十四年四月二十日から同年五月二十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで ただし、弘前市役所にあっては、その執務時間内とする。

先 機 関

出

土地改良区の定款変更の認可

規定により公告する。 楢木土地改良区の定款の変更を平成二十四年四月十一日認可したので、同条第三項の 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、 鬼沢

平成二十四年四月二十日

中南地域県民局長 田 澤 俊 明

土地改良区の役員の退任

定により公告する。 屋平土地改良区から、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、荒 次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規

平成二十四年四月二十日

上北地域県民局長 中 田

哲

公

営

企

業

平成三
所

兀

契約の相手方を決定した日

五

契約の相手方の名称及び住所 平成二十四年三月二十七日

土地改良区の定款変更の認可

の規定により公告する。 瀬川東部土地改良区の定款の変更を平成二十四年四月十日認可したので、同条第三項 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、奥入

七

契約の相手方を決定した手続

年額二千八百三万五千円

調達する特定役務に要求する仕様が満たされていると判断された申請書等を提出

かつ、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者を契約の相

六

契約金額

青森市勝田一丁目一八の七 太平ビルサービス株式会社

平成二十四年四月二十日

哲

中 田

上北地域県民局長

平成二十四年二月十日

入札の公告を行った日

手方としたものである。

正

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

号外第四四号

規

則

第四七号

亖

様第 式17 中号

廃止の理由

变更年月日

変更した事項

2

3

2

3

廃止予定年月日

特定役務の名称及び数量

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十日

第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、

発行年月日

X

分

番

号

ページ

行

誤

正

自

然

保

護

課

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

青森県立つくしが丘病院清掃業務委託 一式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部つくしが丘病院運営室庶務・管理課

契約の方法 青森市大字三内字沢部三五三の九二

Ξ

一般競争入札

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人) 県号

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行 誤